改　表21-4

周波数帯	業務*	水平面からの到来角（δ）における制限値dB(W/m²)			参照帯域幅
		0° － 5°	5° － 25°	25° － 90°	
…					
19.3-19.7GHz 21.4-22GHz （第一地域及び第三地域） 22.55-23.55GHz 24.45-24.75GHz 25.25-27.5GHz 27.500-27.501GHz	固定衛星 （宇宙から地球） 放送衛星 地球探査衛星 （宇宙から地球） 衛星間 宇宙研究 （宇宙から地球）	-115[13A]	-115+0.5（δ-5）[13A]	-105[13A]	1MHz
…					

追　第29A条　地球観測に関する無線業務

29A.1　§1　地球観測に関する無線業務は、地球探査衛星業務（EESS）、気象衛星業務（MetSat）、気象援助業務（MetAids）及び無線標定業務の特定のアプリケーション（例えば、気象又は海洋レーダー、ウインドプロファイラレーダー）を含む。この関連で、決議第673（WRC-12、改）を参照。

第34条　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における警報信号

第Ⅰ節－非常用位置指示無線標識（EPIRB）及び衛星EPIRBの信号

改　34.1　§1　406-406.1MHzの周波数帯の非常用位置指示無線標識の信号は、ITU-R勧告M.633-4に適合するものでなければならない。

第Ⅱ節－デジタル選択呼出し

改　34.2　§2　デジタル選択呼出しシステムの「遭難呼出し」（第32.9号参照）の特性は、最新版のITU-R勧告M.493に適合するものとする。

第47条　無線通信士証明書

第Ⅰ節－総則

削　47.18

削　47.18A

第Ⅱ節－無線通信士証明書の種類

A－GMDSS（SOLAS条約）証明書

改　47.19　§6　1）　第Ⅶ章に定める周波数及び技術を使用する船舶局及び船舶地球局の担当者のための証明書には4つの種類があり、要件の厳しいものから次のとおりである。上位の証明書の要件に合致する通信士は、下位の全ての証明書の要件に自動的に合致する。

削　47.23A

削　47.23B

B－GMDSS（非SOLAS条約）証明書

改　47.24A　要件の厳しい順に示される2つの証明書の種類がある。証明書の要件に合致する通信士は、下位の全ての証明書の要件に自動的に合致する。

追　47.24B　a）　長期証明書

追　47.24C　b）　短期証明書

C－その他の海上無線通信士の証明書

改　47.25　§7　1）　証明書には6つの種類がある。第47.26A号から第47.26F号に規定する海上無線通信士の証明書は、発行した目的のために継続して使用することができる。

改　47.26　§8　以下に掲げる海上無線通信士の証明書は有効である。

47.26A　a）　無線通信士－一般証明書

47.26B　b）　第一級無線電信通信士証明書

47.26C　c）　第二級無線電信通信士証明書

47.26D　d）　無線電信通信士特別証明書

47.26E　e）　無線電話通信士－一般証明書

47.26F　f）　制限無線電話通信士証明書

第Ⅲ節－証明書の発行のための条件

改　47.27　§9　1）　第47.20号から第47.23号までに掲げる証明書の要件は表47-1のとおりであり、応募者は、技術並びに業務に関する知識及び資格がその要件を満たしていることを示さなければならない。